

平成 27 年 天草市農業委員会第 10 回総会議事録

平成 27 年 10 月 23 日天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである (27 名)

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	川原昭雄君	4 番	川口直君
5 番	武内正俊君	6 番	森本文隆君
7 番	佐々木碩哉君	8 番	君
9 番	-	10 番	江良邦勝君
11 番	浦上廣幸君	12 番	山本友保君
13 番	-	14 番	福本富人君
15 番	山下和弘君	16 番	川峯正美君
17 番	川崎眞志男君	18 番	君
19 番	君	20 番	君
21 番	宮崎義一君	22 番	君
23 番	滝下清三郎君	24 番	君
25 番	前田達也君	26 番	君
27 番	山本隆久君	28 番	松岡健吾君
29 番	君	30 番	小川浩治君
31 番	松原高弘君	32 番	松川兼光君
33 番	戸谷泰典君	34 番	倉田喜一君
35 番	池田裕之君	36 番	梅田良二君
37 番	平岡秀樹君	38 番	本田実君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。(9 名)

8 番	中村三千人君	18 番	森岡一正君
19 番	黒川紀世子君	20 番	橋本正寛君
22 番	森下雅成君	24 番	山田勝彦君
26 番	柴田眞一君	28 番	松岡健吾
29 番	小堀田幸一君		

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。(5名)

事務局長	林 泰 裕	局長補佐	藤 本 寿
主 幹	瀧 本 由 一	主 査	寺 澤 大 介
書 記	川 中 浩 一 朗		

4、議事日程

開 会

- | | | |
|------|-------|-----------------------------|
| 日程第1 | | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 議第53号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第3 | 議第54号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第4 | 議第55号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第5 | 議第56号 | 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について |
| 日程第6 | 議第57号 | 非農地通知書交付申請について |
| 日程第7 | 議第58号 | 農地パトロールの実施について |
| 日程第8 | | 報告事項について |

閉 会

開 議 午後2時00分

○事務局（林泰裕君） 皆さんこんにちは。ただいまから平成27年第10回総会を開会致します。携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードに切り替えをお願いします。初めに鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。今月の14、15日の2日に渡りまして上天草市におきまして農業委員会会長・職員合同会議がございました。その後改正農業委員会法に伴う新制度移行に関する意見交換に出席しました。今年度新制度移行する地区が熊本県内で10地区ありました。市では天草市と合志市です。町では菊陽町等です。この意見交換会がございまして、その中で来年4月からの話し合いがありました。今日も運営委員に集まっていたきまして、農業委員を何名にするか、また、農業最適化推進委員を何名にするかという定数を決めていただいたわけでございます。定数を12月の天草市の市議会で条例改正をしていただきまして、それが通りますと来年の2月にかけて募集を行います。また推薦もいただきます。1ヶ月間の募集期間が必要になりますので、2月まで募集になります。その後応募が多かった場合に選考委員会を設けて選考するということになります。その選考された人たちが3月の議会で認められるということです。そういうことで、3月いっぱいまでは皆様にお世話になりますし、忙しい中に出てきていただくことも多くなると思いますけれど、よろしくお願い致します。それでは、本日もよろしく申し上げます。

○事務局（林泰裕君） ありがとうございます。本日は9名の委員から欠席の届出が出ておりますが、過半数の委員が出席しておりますので総会は成立しております。それでは議事の進行は鶴田会長にお願いします。よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） まず、本日の総会において、傍聴の申し出があっており、総会会議規則第16条により総会は公開になっておりますので、規則を了解の上規定の席において傍聴いただきますので、皆様方にご報告申し上げます。これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、5番、武内正俊委員、6番、森本文隆委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第2、議第53号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③をご覧ください。1番について説明します。宮地岳町の譲受人は宮地岳町の譲渡人より、宮地岳町の田1,441㎡を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。

2番について説明します。下浦町の譲受人は大阪市の譲渡人より、下浦町の田410㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には牧草を栽培される計画です。

3番について説明します。下浦町の譲受人は熊本市の譲渡人より、下浦町の田2,641㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には牧草を栽培される計画です。

4番について説明します。佐伊津町の譲受人は大阪市の譲渡人より、佐伊津町の畑2,073㎡を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。

○事務局（瀧本由一君） 5番について説明します。五和町の譲受人は、鹿児島県の譲渡人より、五和町の田1筆1,122㎡、畑2筆487㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、オリーブを栽培される計画です。

6番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の畑2筆884㎡を、贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、野菜を栽培される計画です。以上です。

○事務局（川中浩一朗君） 7番について説明します。倉岳町の譲受人は倉岳町の譲渡人より、倉岳町の田と畑10筆6,685㎡を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻と野菜を栽培される計画です。

○事務局（寺澤大介君） 8番について説明します。新和町の譲受人は志柿町の譲渡人より、楠浦町の田1,440㎡を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です

○事務局（瀧本由一君） 9番について説明します。本町の譲受人は、大阪府の譲渡人より、河浦町の田1筆2,849㎡、畑1筆315㎡を、贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、水稻、野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○16番（川峯正美君） 16番、川峯です。3条の1番について説明致します。申請者、所在地、面積は事務局説明のとおりです。申請地の場所は旧宮地岳小学校の後ろになり、申請者の家の前です。今までも耕作されておられます。譲渡人が高齢になり、贈与で譲り渡したいということです。何等问题ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○事務局（寺澤大介君） 本日、担当の松岡委員が欠席ですが、説明文をお預かりしておりますので読ませていただきます。

2番と3番案件は同一の譲受人で隣り合った農地ですので、一括して説明させていただきます。申請地は下浦町にある本渡東小から西に位置し国道266号線の南側にあります。農地はきちんと保管理されており、取得後は牧草を作られるということでした。取得後の経営面積も7反近くになる予定で問題ないと思います。ご審議をよろしくお願いします。とのことです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 次に3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致し

ます。

次に4番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。3条の4番について説明致します。場所ですが、佐伊津町にある明瀬海岸より出たところに交差点がございますが、そこより1キロ弱西に入ったところになります。譲渡人と譲受人は分家と本家の間柄だそうです。譲受人も大阪にいらっしゃいましたが、現在は佐伊津町に家を建てて住んでおられます。譲渡人の方が分家の方で、譲受人が本家の方だそうです。現在野菜を作って佐伊津の農協やグリーントップに出しているそうです。5畝位の農地には茄子等野菜を作られていました。残りの2筆についてもよく管理されておりました。譲受人も野菜を作られていて何も問題ないと思います。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に5番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○6番（森本文隆君） 6番、森本です。5番について説明致します。場所は、国道324号線鬼池引坂地区から山へ2、300m程入ったところになります。資料をご覧のとおり譲渡人は鹿児島にお住まいで、高齢でもあり管理ができないということで申請がっております。譲受人がオリーブを中心に栽培をされております。申請地にはオリーブを栽培されるということでございました。問題はないかと思えます。譲渡人の方は先程言いましたように、高齢でもあり非農地の申請も今月あげてあります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に6番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○7番（佐々木碩哉君） 7番、佐々木です。6番について説明致します。場所は城河原の交差点のところから御領方面に向かって1km程行ったところでございます。親子での贈与であり、別に問題ないかと思えます。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に7番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○2番（稲田秀敏君） 2番、稲田です。7番について説明致します。譲受人と譲渡人は親子でございまして、譲受人が今年の4月定年退職されてから農業をされておられます。父親も高齢のために生前贈与をされるということです。何等問題ございません。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に8番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○4番（川口直君） 4番、川口です。3条の8番について説明致します。場所は、本渡地区清掃センターから本渡よりに500m位の立浦という地区でございます。譲渡人と譲受人の妻が姉妹でございまして、譲渡人は現在志柿町に住んでおられますけれども、近いうち熊本の方に引っ越すということで姉妹である譲受人に無償でやりたいということでございました。譲受人は稲、野菜約7反自作していらっしゃいますので、何も問題ないと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に9番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○30番（小川浩治君） 30番、小川です。事務局から説明があった9番について説明致します。場所は、国道266号線沿いに久留というところ旧分校があります。分校から牛深方面に500m位行ったところに主留というバス停がございますが、その近くになります。譲受人は譲渡人の甥にあたります。譲渡人は身近な甥に贈与したいということです。長きにわたり譲受人の父親が耕作しておりますので、今後とも周囲の皆さんと協調して従来通り耕作するという事で問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第54号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 会長、1番、2番、3番は同一場所の同一案件になりますので、一括して説明してよろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） はい。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番、2番、3番について一括して説明します。南新町と熊本市の申請人は共同経営の貸駐車場とするため、今釜町の畑218㎡、137㎡、36㎡、合計391㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております。基準に適合しています。既に駐車場として利用してありますので、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31 番（松原高弘君） 31 番、松原です。ただいま事務局から説明がありましたように1 番、2 番、3 番は同一場所なので一括説明よろしいでしょうか。お尋ねします。

○議長（鶴田雄士君） はい。

○31 番（松原高弘君） 1 番、2 番、3 番の申請人は農地として管理ができないため、貸駐車場として利用したいというものです。場所は天草総合庁舎の近くです。資料④は1、2 ページをご覧ください。写真のとおり、左の方は奥行き3分の1位は造成してあります。右上の方は一部駐車場として利用してありますので、始末書が添付してあります。1 番の申請人と2 番の申請人は従兄弟同士で、3 番は1 番の申請人と2 番の申請人の共有地になります。いずれも隣接しております。3 筆一緒に造成され、駐車場とされます。雨水は道路側溝を利用し、隣接農地もなく特に問題ないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4 番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（寺澤大介君） 4 番について説明します。長崎市の申請人外1 名は通路及び浄化槽を設置するため、本渡町の畑229㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に通路として利用してありますので始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。4番について説明致します。住宅を新築されるため浄化槽を設置し、通路として転用したいというものです。場所は、本泉橋の北側に十五社宮がありますが、その近くになります。家までの道路もなく、下水道も通っていないため転用されます。住宅の給水は市水より、生活雑排水等は浄化槽から側溝を利用されます。雨水は自然流水となっております。隣接農地もなく、特に問題ないと思いますのでよろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 5番について説明します。五和町の申請人は、道路として利用するため、五和町の畑1筆160㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております。基準に適合しています。なお、既に造成してあるため、始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○6番（森本文隆君） 6番、森本です。5番について説明致します。場所は国道324号線鬼池港より山手に1km程入ったところになります。申請地は以前より通路として利用しており、申請地の東側にあります太陽光発電施設への通路として利用しておりますので始末書が添付されております。区長さんの排水同意等もついており、何等問題ないかと思えます。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（川中浩一朗君） 6番について説明します。有明町の申請人は農業用倉庫を建設するため、有明町の畑84㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。なお、すでに農業用倉庫が建設してありますので始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○32番（松川兼光君） 32番、松川です。6番について説明致します。資料④は7、8ページと前のスクリーンをお願い致します。場所は有明町大浦の元の県立天草東高校跡地より、西の方へ500m位のところです。近くの果樹園のために農業用倉庫を建てる計画です。雨水は倉庫横の排水路へ流されます。生活雑排水、汚水はありません。農地法に不慣れなために既に無断で転用して倉庫を建てており、始末書が出されています。周囲は申請者の山や果樹園です。区長さんの排水同意も取れています。問題ないと思いますので、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（川中浩一朗君） 7番について説明します。有明町の申請人は墓地を建設するため、有明町の田59㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○32番（松川兼光君） 32番、松川です。担当委員が欠席ですので、代わって説明致します。この案件は5月に除外申請されたものです。場所は国道324号線の有明の赤崎方面から須子に入ってすぐです。国道から300m位東のところ。現在の墓地は山の中で管理が困難なためと、申請人が高齢となり管理がしにくくなるということで、墓地を移したいということです。区長さんの排水同意も取れております。この土地の南側に墓地が沢山あるところ。問題ないと思いますので、よろしくをお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませ

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) それではご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に前回審査保留になりました8番について、委員会の要請により申請者から新たな資料も提出されておりますので、再度審査致します。8番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(川中浩一朗君) 8番について説明します。栖本町の申請人は農家住宅及び倉庫を建設するため、栖本町の田621㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第1種農地となっております。第1種農地は原則転用許可できませんが、集落に接続する住宅で例外規定に当てはまるため許可することができることとなっております。一般基準については記載のとおりとなっております。また、前回の総会で質問のあった下の道路ですが、別添資料に地目と名義を記載しているように大半は栖本町名義の公衆用道路でしたが、入り口付近が一部個人の名義でした。日影図も別添資料に添付しています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○25番(前田達也君) 25番、前田です。8番についてご説明致します。内容はただいま事務局説明のとおりですけれども、場所は栖本松島線の途中で、中河内という地区になります。9月の総会で保留になっている件で、その保留の理由としては、スクリーンを見ていただければ分かると思いますけれども、左側にビニールハウスがあります。このハウスは育苗用のハウスとして、隣接所有者が使用されております。主にタバコ、水稻、野菜の苗をここで育てておられますけれども、写真の赤の囲みの中の土地に住宅を建築した場合に、このハウスに日照量が十分確保できないのではないかという内容の質問があったと思います。実際現場に行きまして、実証等をしたんですけれども、日没がこの時期ですと17時半位になるんですけれども、既に16時前位からハウスの下から3分の2位に影が差している状態でした。やはり育苗ということになると、タバコの場合は2月から3月の十分に日照量が得られない時期に栽培されるということになり、西日というか午後の遅い時間帯の日照が大変大事になってくると思います。そういったところからも日照量の確保ができにくいのかなということもありますし、隣接のハウスの所有者の方からも同意を得ていないということです。その辺も踏まえた上で、十分ご審議の方よろしくお願い致します。以上です。

○事務局（林泰裕君） 私の方から補足で、資料についてご説明差し上げたいと思いますけれども、日影の差し方について新たに提出されております。先程ありました道路の所有者の次のページから付いておりますので、ご覧いただきたいと思います。まず、春分の日と秋分の日の日影の具合がついております。手前がスクリーンの写真の右の田で、そこに家が建つということです。左側が倉庫、右側が住宅ということになります。図面の上が段上にありますビニールハウスのところでございます。現在9月23日の秋分の日を過ぎまして、一番上に16時のラインがございしますが、そこが16時に差す日影のラインでございします。ハウスには若干かかるかなというデータでございします。次のページが現在に近い11月23日、小雪、年を明けまして1月20日大寒の日の16時時点は上の農地をすっぽり日影が覆う形になるということがお分かりいただけるかと思ひます。12月22日の冬至になりますと、上の農地を超える日影が差すというようなことが示されています。それから徐々に日影が短くなるという形になります。ほとんど影響がないところは、3月21日春分の日になります。そこら辺を見ても若干影が差すというような資料でございします。最後のページにある夏至の時期ですと夕方になっても隣接農地まで日影が届かないというようなことだございします。ご覧のとおり秋から春先まではどうしても夕方は日影になるというようなことがお分かりいただけると思ひます。これをご参考にご意見を賜りたいと思ひますので、よろしくお願ひ致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

○2番（稲田秀敏君） 2番、稲田です。この件に関しましては、先月審議致しましてどうしても結論がでなかったということで、先日私と会長と事務局長と局長補佐と地元の農業委員さんと協議、話したわけですが、確かに日照権というのが非常に重要なことでありますし、また、この申請された方も家が窪地であって急いで建て替えたいと切望されておりました。隣接する方との協議のなさがこういった結果を生んだと思ひます。私はこれを農業委員会で決を採って、家を建てていいとなった場合、どうしてもどちらも賛成できないという感じだございします。この案件はちょっと本人に差し戻して、別の土地があるならもう一回申請し直していただきたいと私が個人的に思ひますが、皆さんどうでしょうか。

○3番（川原昭雄君） 3番、川原です。こういうことについては、譲り合いが必要であります。従いまして、そのハウスを作る段階で隣の田を耕作する上では、耕作者が大変このハウスを作ることにについては心配があったらと思ひます。そこで、今度家を作ろうとする人に譲って、日照は大切ではございしますが、ハウスに対する影響は少なからうと思ひわけだございします。家は平屋でしょう。ならばそう影響はなからうと思ひますが、申請者との間に誰

か入っていただいて、ハウスを作っている方に交渉したらどうでしょう。

○2番（稲田秀敏君） 2番、稲田です。このハウスによる日照は下の田に全然関係しません。

田に家を建てるから日照権のことで隣接所有者から同意を得ていないという状態であり
ます。両家で話がなされないからこういった状態になったと思うんです。そこでもう一回話
し合ってもらいたいというのが私の本音でございます。

○3番（川原昭雄君） 農業委員会でどうこうというわけではいきません。本当に家が老朽
化して住みにくいということで考えていただいて、申請地を決めたわけでしょうから、誰
かが中に入ってお互いが譲り合いの気持ちを持ってするならば、将来仲は崩れないと思
うわけです。農業委員会としては、誰かを中にいれて話し合いをして同意をしていただく
という方法がよかろうと思います。

○21番（宮崎義一君） 21番、宮崎です。この件は、前回私が慎重に協議をしてくださいと
いうことを言った案件でございます。私の担当地区外でありましたけれど、栖本町農業委
員会の時から厄介な問題が起こっていたところでありましたので、そういったことを言っ
たわけですが、その後前田委員さんより今度現地の確認をしてみましようという声掛けが
ありまして、事務局と一緒に見せてもらったわけです。それで、その時平屋建てだと6mか
ら6.5mあるいは7m必要なんだということで、隣接所有者がその高さの棒を持ってきて
いただいて実際建ててみました。そうしますとやはりほとんどハウスは見えない位になりま
す。17時位になりますと、今の時点で。だから私個人としては、その上がっている高さが
いくらあるかはっきり実測はしておりませんが、2.5m、3mはなかろうということ
でありますので、ここは大変夕日に恵まれたところで、外の所はほとんど日が当たっていな
いの、20分以上長く当たる場所です。それに家を建てますと、位置をいくら南に引っ張
ってきても夕日ですから、ほとんど一緒です。そういう場所であるということを皆さんに
知っていただきたい。それとタバコ耕作をしておられまして、このハウスで育苗をされま
す。その後水稻の苗を作られまして、地域のためにも十分貢献をされています。晩稲作
までされますので、かなりの期間育苗ハウスとしても効果があるわけですが、ここに家を建
てますとその効果がなくなってしまうんじゃないかと私は前田委員さんと話しております。
もし、ハウスを過ぎた先に所有地があるとすればそこになんとかお願いすれば、この問題
は解決するんじゃないかなということで、この前この隣接地はどこのですかと聞きました
ら、「ああ、その畑な。」というようなことで、申請人は具体的にはその後は私に話させ
ませんでした。しかし、事務局では地権者も分かるでしょうし、また、手続きは難しいかもし
れませんが、ちょっと時間を掛ければ私は転用できるんじゃないかなと自分なりに考えて
おります。そして、今日は大変心配をされまして、隣接所有者の方が傍聴に来ておられま

す。その位大切なハウスだということを、皆さんにもご承知願いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ほかにご意見はないでしょうか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ないようでしたら、ただいま宮崎委員が言われましたとおり、もう一度申請人と話さないといけませんので、私達が出向いて両方の当事者とも協議致しまして我々地元委員さんと一緒になって話し合いをするということによかでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、当事者同士で話してもらわないと我々がどれだけ話してもですね。当事者本人達が互助の精神を持ってやっていただければ、この問題は解決しないと思いますので、保留とさせていただきます。

次に9番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 9番について説明します。河浦町の申請人は、農家住宅及び倉庫を建築したいため、河浦町の畑2筆243㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております。基準に適合しています。なお、既に建築してあるため、始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○30番（小川浩治君） 30番、小川です。事務局から説明のあった9番について説明致します。本渡牛深間の国道266号線沿いに旧久留分校の体育館がありますが、その近くに位置しております。現在スクリーンに映っております道路の前が体育館になります。現在の居住地に隣接しており、息子夫婦と同居では狭いため増築したいというものです。水道は市水を利用し、生活排水と雨水は既存の水路を利用します。なお、法に不慣れなため無断転用したことについて深く反省し、始末書を提出しております。区長さんの排水同意書と隣接所有者の同意書も添付されておりますので、問題ないかと思えます。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第55号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 引き続き、お手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。栄町の譲受人は個人住宅を建築するため、鹿児島県出水郡の譲渡人から中村町の畑389㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。1番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり売買により取得し自己住宅を建築したいというものです。西側に隣接農地がありますので同意書が添付されております。場所はタイヨ一本渡店の近くです。給水は市水より、生活雑排水等は公共下水道へ、雨水は道路側溝を利用されます。周囲は住宅で特に問題ないかと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。本渡町の譲受人外1名は個人住宅を建築するため、福岡市の譲渡人から本渡町の田278㎡のうち220.35㎡を売買により買い受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。2番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり、売買により取得し自己住宅を建築したいというものです。場所はパチンコ夢屋の近くです。資料④の17、18ページです。現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。右上の宅地は転用され完成しております。左奥は転用許可されていますが、まだ家は建って

おりません。給水は市水より、生活雑排水等は公共下水道へ、雨水は道路側溝を利用されます。隣接農地はなく、周辺は住宅化が進んでおり、特に問題ないかと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

○3番（川原昭雄君） 地元の委員さんにお尋ねしたいと思うんですが、この図面をみるとおかしいと思うわけでございますので質問させていただきます。278㎡のうち220.35㎡を譲り受けのお願いをするということで、この図面を見るからには58㎡が残るわけでございますが、結局土地を買うのに残すということは何かの原因があるわけでございますが、何か曰く因縁がございますとでしょうか。お尋ね致します。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。大変失礼ですがそこは、お尋ねしていません。

○3番（川原昭雄君） これは譲渡人も、あるいは譲受人もともに話し合いをするわけでございますので、これだけ残してなんになるとじゃろうかな。そしてここを道路にするために残すとですかい。

○31番（松原高弘君） 参考までに申し上げますと、左側は畦道また水路となっております。左側の所有者は存じ上げておりません。おそらくそういった形で後で利用されるのかと思います。

○3番（川原昭雄君） 同じ筆の中ですから、せっかく買ったりせっかく売ったりするわけですから、一緒に買うてくれんよなというのがほんとじゃもん、地主は。あるいは買う人はこれも一緒に譲ってくれんですかという相談をするのが本当ですよ。これだけ残してどうするのか。

○事務局（寺澤大介君） 個人住宅を建てるということで、この面積に建てますという申請があっております。

○3番（川原昭雄君） それは分筆せなならんとですばい。土地家屋調査士をお願いしてですよ。この分筆費用が大分掛かるとですよ。そういう指導も農業委員会が必要だと思うわけです。事務局は、「一緒にどうですか」、「金が掛かりますばい」と「一緒にしたら分筆せんでもよかったですばい」という指導をせんばならんとです。

○事務局（寺澤大介君） 今回の申請があった時には、事務局に事前の相談がなく、既に測量された状態でしたので、そのアドバイス等はなにもしておりません。

○3番（川原昭雄君） 農業委員会でこういう指摘がございましたよと。せっかく売り買いをするならば分筆せんで買ってくれませんか、売ってくれんですかということです。

○31番（松原高弘君） この地区は、本渡北地区の中でも一等地で単価も相当高いわけです。

宅地いっぱいいっぱい購入されて転々と建築されております。正直申し上げまして、家よりも土地代金が高くつくような感じで、余分な土地は購入されないのではないかと思います。先程言いましたように、左下の方に水路がありますので、後々なにか計画されるのではないのでしょうか。以上です。

○2番（稲田秀敏君） 松原委員にお尋ねします。この長方形が申請地で、端下を川原委員が申し上げることですけれど、この下の田は同じ地権者ですか。

○31番（松原高弘君） そこまで聞いていません。

○事務局（寺澤大介君） 17ページの左側の田は、別の所有者になっております。松原委員さんが言われていますように、左側には水路が通っていますので後々左の所有者が水路も含めて移転されないとも限らないと思います。

○31番（松原高弘君） 農業委員会としてこれだけ残ったから譲受人が買ってくださいとそこまでできますかね。やはり必要な分だけ申請されるのではないかと思います。

○3番（川原昭雄君） もちろんあなたが言わすように農業委員会はそういうことはできませんけれど、許可する上ではこういった農地を残すよりか全部売ってもらったり買ってもらったりしたらどうですかという指導ですたい。それは、農業委員会はそんな強制的なことはできませんですたい。指導でそういう話をしたらどうですかという意見を出しました。

○33番（戸谷泰典君） 33番、戸谷です。今の案件ですが、多分この一帯の土地の価格というのはかなりなものだと思うんですよね。家を建てる人にとって坪20万はするんじゃないかと思うんですよ。残りが18坪ですが、360万位になります。家を建てる人の資金面とかを考慮すれば、必要な分を申請するわけですから、農業委員会でそこまで買えとか、指導とかいうのは無理があるんじゃないかと思います。以上です。

○17番（川崎眞志男君） これはもう、お任せしましょう。次に行きましょう。

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。今釜新町の譲受人は個人住宅を建築するため、亀場町の譲渡人から本渡町の田157.73㎡を売買により買い受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。3番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり、売買により取得し自己住宅を建築したいというものです。場所は拓心高校みかん実習園の近くです。資料④の19、20ページをご覧ください。給水は市水より、生活雑排水等は公共下水道へ、雨水は道路側溝を利用されます。隣接農地は譲渡人の農地になっております。周辺は宅地化が進んでおり、特に問題ないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 4番について説明します。栢宇土町の借受人は農業用倉庫を建築するため、栢宇土町の貸渡人から栢宇土町の田348㎡を使用貸借契約により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は農用地区域内農地となっております。農用地区域内農地は原則転用許可できませんが、農業用施設は許可することができることとなっております。一般基準については記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） 12番、山本です。4番を説明致します。場所は栢宇土町の大迫バス停から300m位入ったところでございます。栢宇土町在住の申請人は7月の大雨による地滑りで小屋が壊れ、また、自宅の一部も壊れ住めなくなったので、現在はこの申請地付近に住んでおられます。娘夫婦と同居しておられます。今回娘婿が貸渡人になり農地を借り受けて農業用倉庫を作るための申請でございます。給水は市の上水道より、雨水はU字溝を設置して道路側溝へ流します。手洗い等の汚水は合併浄化槽を設置して側溝へ流します。そういうことで隣接者の同意書と区長の排水同意書が添付してございます。皆様方に審議していただいて、寛大なる意見を出していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 5番について説明します。苓北町の譲受人は個人住宅を建築するため、下浦町の譲渡人から下浦町の田500㎡を贈与により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は土地改良されているため第1種農地となっております。第1種農地は原則転用許可できませんが、土地改良事業計画で定められた用途に該当するため許可することができることとなっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○事務局（寺澤大介君） 本日、担当の松岡委員が欠席ですが、説明文をお預かりしておりますので読ませていただきます。

申請地は本渡東中学校の西側で国道266号線の西に位置します。申請地は土地改良された農地ですが、非農用地区域の住宅用地として整備されたところになります。周囲は既に家が建ち、道路も整備されております。生活雑排水・汚水は合併浄化槽を設置し、道路側溝へ放流される計画です。雨水についても道路側溝へ流されます。土地改良区からの意見書、隣接所有者からの同意書、区長からの排水同意書も添付されており問題ないと思われまます。皆様のご審議をよろしくお願い致します。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 6番について説明します。鹿児島県の借受人は、太陽光発電施設を設置したいため、鹿児島県の貸渡人から、五和町の畑12筆8,380㎡を賃借権により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。なお、既に造成してあるため、始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番、山本です。6番について説明致します。資料④は25、26ペ

ージです。場所は天草セントラル病院より手前、本渡よりですけれど、国道324号線に隣接した高台というかちょっと上がったところになります。13、4年前に造成してあります。太陽光発電施設を設置したいということで申請が出されておりますけれど、なにせ8,000㎡を超える広い面積でありますので、大雨の時の排水が心配されますが、排水先の下流域に水田があり、水田の所有者6名から排水同意書も取れております。また、地区の区長さんの排水同意書も取れておりますので、特別問題はないかと思えます。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（川中浩一朗君） 7番について説明します。東京都青梅市の譲受人は個人住宅を建設するため、有明町の譲渡人から有明町の田65㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。なお、すでに個人住宅が建設してありますので始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○32番（松川兼光君） 32番、松川です。資料④は27、28ページ、前のスクリーンも見てくださいと思います。場所は有明町大浦のみかん統合選果場の隣で、前に国道が走っておりますので赤岩のバス停付近です。譲受人が天草へ引っ越すため家を探していてここに決めたようです。給水は市水道、雨水、生活排水は隣接する水路で、汚水は汲み取りで処理するというので区長さんからの排水同意ももらってあります。周囲の農地はありません。譲渡人が農業委員会の許可が必要なことを知らずに平成元年にタバコ店を建築し平成20年頃まで店をしていたということで始末書が出ています。問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（川中浩一郎君） 8番について説明します。有明町の借受人は太陽光発電施設を設置するため、熊本市の貸渡人から有明町の畑 767 m²を使用貸借契約により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。なお、既に太陽光発電施設を設置しておりますので始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○32番（松川兼光君） 32番、松川です。担当委員が欠席ですので、代わって説明致します。この件は5月に除外申請した案件です。場所は国道324号線の有明須子のバス停より500m位西の方です。特別養護老人ホームの入口辺りになります。貸渡人は叔父さんになります。熊本市内に在住し将来も耕作管理ができないということで同意が得られましたので有効利用したいとのことです。区長さんの同意も取れています。既に着工していますので、始末書が出ています。問題はないと思われれます。よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に9番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（川中浩一郎君） 9番について説明します。有明町の借受人は個人住宅を建設するため、有明町の貸渡人から有明町の畑 239 m²を使用貸借契約により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。なお、既に一部駐車場として利用してありますので始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○32番（松川兼光君） 32番、松川です。担当委員が欠席ですので、代わって説明致します。場所は国道324号線の須子のバス停より東へ300m位のところです。現在借受人は貸渡人の娘婿になって、奥さんの実家に住んでいますが、子供の成長につれて手狭となり一戸建て

の家を建てようという計画になったそうです。給水は市水より、生活雑排水、汚水は合併浄化槽より既存の排水路へ。また雨水も既存の排水路へ流されます。隣接地はほとんど家が建っておりますが、一部農地があり貸渡人の所有農地になっております。区長さんの排水同意も取っており問題ないかと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に10番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（川中浩一郎君） 10番について説明します。栖本町の譲受人は宅地拡張するため、栖本町の譲渡人から栖本町の畑382㎡のうち90㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第1種農地となっております。第1種農地は原則転用許可できませんが、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない拡張であり、例外規定に当てはまるため許可することができることとなっております。一般基準については記載のとおりとなっております。基準に適合しています。なお、既に駐車場として利用してありますので始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○25番（前田達也君） 25番、前田です。10番について説明致します。この申請は、現在ここに住まわれている譲受人の方が、駐車スペースが狭いということで隣の畑を売買で取得されて駐車スペースとして使いたいというものです。場所は、栖本トンネルを抜けてから福祉会館とかが建っている住宅街の一角になります。周囲は既に宅地化が進んでおりますので、何等問題ないと思えますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に11番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 11番について説明します。牛深町の譲受人は、個人住宅を建築し

たいため、牛深町の譲渡人から、牛深町の畑1筆45㎡、田1筆140㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。なお、既に造成してあるため、始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○33番（戸谷泰典君） 33番、戸谷です。11番について説明致します。今事務局説明のとおりにありますが、場所は市営須口団地の西側になります。給水は市水より、汚水は合併浄化槽から側溝へ排出するという事です。周囲は宅地化されておりますので、何等問題ないかと思えます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました11番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第56号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第56号について説明します。資料②の8ページからご説明致します。所有権移転の計画が2件、利用権の新規設定の計画が4件、再設定の計画が11件、合計で17件、総面積は81,700.67㎡となっております。なお、8,9ページに上程しておりますのが所有権移転の計画でございますが、1番については、田2筆3,208㎡、畑15筆7,504.67㎡を贈与により取得される予定です。1番の譲受人（あっせん候補者）ですが五和町で「露地野菜」経営を行なっている認定農家です。本市「農地移動適正化あっせん基準」に適合し「あっせん譲受等候補者名簿」にも登録されております。取得後は申請地で、野菜を栽培される計画です。

2番については、田1筆1,096㎡を売買により取得される予定です。2番の譲受人（あっせん候補者）ですが栖本町で「露地野菜」経営を行なっている認定農家です。本市「農地移動適正化あっせん基準」に適合し「あっせん譲受等候補者名簿」にも登録されております。取得後は申請地で、水稻を栽培される計画です。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、15ページの審査資料の「利

用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありました。各担当委員からの補足説明はありませんか。

（ありませんの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました所有権移転2件、利用権設定15件につきまして質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議第57号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第57号について説明します。資料②の16ページからご説明致します。非農地通知書交付申請件数が、佐伊津町15件、五和町10件、倉岳町3件、合計で28件、総面積は26,544㎡となっております。担当農業委員、事務局職員で現地確認を実施し、18ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、スクリーンに映しますので、ご意見を伺いたいと思います。

○事務局（瀧本由一君） ただいまのスライドは、資料②16ページの、1番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②16ページの、2番、3番、4番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②16ページの、5番から11番、佐伊津町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②16ページの、12番、13番、佐伊津町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②16ページの、14番から16番、佐伊津町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②16ページの、17番から19番、佐伊津町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②17ページの、20番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②17ページの、21番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②17ページの、22番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②17ページの、23番、24番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②17ページの、25番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②17 ページの、26 番、倉岳町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②17 ページの、27 番、倉岳町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②17 ページの、28 番、倉岳町の申請地です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 今まで説明がございましたが、説明資料の現況地目のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、1 番から 28 番は山林として認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 7、議第 58 号、農地パトロールの実施についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤本寿君） 議第 58 号についてご説明致します。資料 2 の 19 ページをご覧ください。農地パトロールの実施についてでございます。農地法第 30 条によりまして、農業委員会は毎年一回、区域内の農地の利用状況調査を行わなければなりません。そこで、次の実施計画に基づきまして、農地パトロールの実施することとしております。平成 27 年度農地パトロール実施計画を載せていますが、目的については例年通りです。実施方法でございますが、これにつきましても例年通りということで、各町単位で担当の委員さんと事務局の職員で農地をパトロールさせていただきます。対象区域としましては、昨年度調査した農地や農振農用区域、基盤整備地区ということでございます。調査課題といたしましては、耕作放棄地の把握と解消ということでございます。それから実施期間であります、11 月 10 日から 12 月までということで、例年より短期間での実施になりますが、この期間内に農業委員さんと事務局職員、牛深支所と御所浦支所につきましては、担当者がございますので、担当者と日程等打ち合わせを行いながら実施していただきたいと思っております。

次に報告及び協議ということで、パトロール実施後、平成 28 年 1 月 15 日までに調査結果を取りまとめ、調査報告書に入力のうえ事務局に報告していただきますが、これは担当事務職員が行います。その後、事務局は全体結果等について取りまとめ、各地域における農業の実態及び担当農業委員の意見を踏まえ、担当地区農業委員とともに、所有者への訪問、利用意向の確認、耕作者の選定等を行い、耕作放棄地の解消に向け努力していただきたいと思っております。

準備物については、事務局職員の方で準備させていただきます。パトロールを実施される時には、農業委員の皆様は身分証と緑の帽子をご用意いただき、一緒に調査していただきたいと思っております。

次のページをご覧くださいと、こちらの方に地区割り、事務局職員の担当割を表に

しています。そこで、担当職員と調整いただきまして、来月の10日から12月までの期間に、できるだけ委員の皆さん全員にご参加いただくということで計画させていただいております。

また、各町数筆程度で結構でございますので、耕作放棄地の解消につながるよう所有者を訪問したり、実際に耕作される方がいないか探したり、その辺を踏まえたうえでパトロールを実施していただきたいということで計画いたしております。大変お世話になりますが、よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 今回、国からの要請により今年中パトロールを実施し終了してほしいとのことでございますので、忙しい中とは思いますが地区の委員と事務局担当者と早目に日程を調整していただきまして年内に完了していただきますよう私からも願います。

この件に関しまして、意見はございませんか。

（ありませんの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 日程8、報告事項について事務局より各種の届けがあったものについて報告をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 報告事項につきましては、資料②の23ページに記載しております。農地利用・形状変更届が五和町1件、盛り土をして利用・形状変更したいというものでした。第4条、第5条の許可不要転用届はありませんでした。以上です

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成27年天草市農業委員会第10回総会を閉会致します。

午後4時00分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会長 鶴田雄士

署名委員 武内正俊

署名委員 森本文隆

